

## 預貯金等の確認方法

◇申請者本人と配偶者のすべての預貯金通帳について、次の①～③のコピーが必要です。

- ①金融機関・支店・口座番号・口座名義の分かる部分 ※通帳の表紙をめくった見開きページなど。
- ②最終残高のページ ※事前に記帳してください。
- ③定期預金のページ ※事前に記帳してください。

※あらかじめコピーしてお持ちいただくか、市庁舎1階市民課前の有料コピー機をご利用ください(1枚あたり10円)。定期預金も写しが必要です。

◇利用者本人及び配偶者の預貯金等の資産(下記の表参照)の合計が、単身で1,000万円以下、夫婦で合計2,000万円以下であること。

### 【預貯金等の資産の範囲】

| 預貯金等に含まれるもの<br>(資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの)   | ご提出頂くもの<br>(価格評価を確認できる書類の入手が容易なもの)     |
|---|--|
| 預貯金(普通・定期)                                  | 通帳の写し<br>(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)    |
| 有価証券(株式・国債・地方債・社債など)                        | 証券会社や銀行の口座残高の写し<br>(ウェブサイトの写しも可)       |
| 金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し<br>(ウェブサイトの写しも可)           |
| 投資信託  | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し<br>(ウェブサイトの写しも可) |
| 現金(タンス預金)                                   | ありません(自己申告)                            |
| 負債(借入金・住宅ローンなど)                             | 借用証書など<br>(預貯金等から差し引いて計算します)           |

※生命保険、自動車、腕時計、宝石類などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは含みません。